

基本給決定の基準に関する細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和4年10月19日学長裁定)

基本給決定の基準に関する細則の一部を改正する細則

基本給決定の基準に関する細則（平成19年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行								
<p>(略)</p> <p>(復職時等における基本給月額調整等)</p> <p>第9条 休職にされた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして号俸を決定することができるものとし、その調整方法は国家公務員に準ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和4年10月19日から施行し、改正後の別表第8は、令和4年10月1日から適用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>別表第8 休職期間等換算表（第9条関係）</p>	<p>(略)</p> <p>(復職時等における基本給月額調整等)</p> <p>第9条 休職にされた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして号俸を決定することができるものとし、その調整方法は国家公務員に準ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第8 休職期間等換算表（第9条関係）</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 1246 938 1286">休職等の期間</th> <th data-bbox="938 1246 1122 1286">換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 1286 938 1404">就業規則第13条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤をいう。以下この表にお</td> <td data-bbox="938 1286 1122 1404">3分の3以下</td> </tr> </tbody> </table>	休職等の期間	換算率	就業規則第13条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤をいう。以下この表にお	3分の3以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 1246 1834 1286">休職等の期間</th> <th data-bbox="1834 1246 2018 1286">換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 1286 1834 1404">就業規則第13条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤をいう。以下この表にお</td> <td data-bbox="1834 1286 2018 1404">3分の3以下</td> </tr> </tbody> </table>	休職等の期間	換算率	就業規則第13条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤をいう。以下この表にお	3分の3以下
休職等の期間	換算率								
就業規則第13条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤をいう。以下この表にお	3分の3以下								
休職等の期間	換算率								
就業規則第13条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤をいう。以下この表にお	3分の3以下								

いて同じ。)による負傷若しくは疾病に係るものに限る。)又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	
就業規則第13条第1項第3号から第5号までの規定による休職(同項第4号の規定によるものにあつては、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。)の期間	
就業規則第33条に規定する介護休業の期間	
<u>旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程第5条に規定する育児休業及び第15条の2に規定する出生時育児休業の期間</u>	100分の100以下
就業規則第13条第1項第1号の規定による休職(業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)又は業務外の負傷若しくは疾病による休暇(通勤による災害に係るものを除く。)の期間	3分の1以下 (結核性疾患の場合は、2分の1以下)
就業規則第13条第1項第4号の規定による休職(当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。)の期間	3分の1以下
就業規則第13条第1項第2号の規定による休職の期間(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)	3分の3以下

備考 この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける基本給月額を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。

**【改正理由】**

新設される出生時育児休業に対応するため、所要の改正を行うものである。

いて同じ。)による負傷若しくは疾病に係るものに限る。)又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	
就業規則第13条第1項第3号から第5号までの規定による休職(同項第4号の規定によるものにあつては、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。)の期間	
就業規則第33条に規定する介護休業の期間	
<u>就業規則第32条に規定する育児休業の期間</u>	100分の100以下
就業規則第13条第1項第1号の規定による休職(業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)又は業務外の負傷若しくは疾病による休暇(通勤による災害に係るものを除く。)の期間	3分の1以下 (結核性疾患の場合は、2分の1以下)
就業規則第13条第1項第4号の規定による休職(当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。)の期間	3分の1以下
就業規則第13条第1項第2号の規定による休職の期間(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)	3分の3以下

備考 この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける基本給月額を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。

